

社会保険労務士

## ALLたま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832  
柏市北柏3-5-4日暮ビル6F  
電話：04-7164-1283  
FAX：04-7164-1284  
e-mail：[tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp](mailto:tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp)  
URL：<http://tama-office.com/>



### 最近の労働関係の地裁裁判例から

#### ◆自動車メーカーによる雇止め等

(4月16日判決)

自動車メーカーが行った雇止めや派遣切りは無効であるとして、工場で働いていた元期間従業員(4人)と元派遣社員(3人)が雇用継続の確認を求めていましたが、東京地裁はこれらの請求を棄却しました。ただし、元期間従業員がカットされた未払い賃金(1人約58万~63万円)の支払いは命じました。

自動車メーカーでは、契約打切りに応じなかった期間従業員に「契約期間終了までの休業」と「約4割の賃金カット」を2008年12月に言い渡して翌年4月で雇止めとし、派遣社員は派遣元から2008年12月に解雇されていました。

裁判長は「不況に伴う雇止め・派遣切りは合理的である」と判断しました。

#### ◆銀行におけるパワハラ(4月19日判決)

パワハラ被害により退職せざるを得なくなったとして、50代の社員が銀行と上司に対して損害賠償(約4,900万円)を求めていましたが、岡山地裁は社員の精神的苦痛を認め、慰謝料など110万円の支払いを命じました。

2007年3月頃、仕事上でミスをした社員に対して「辞めてしまえ！」などと当時の上司が強い言動で叱責するなどし、この社員は2009年に辞表を提出して退職しました。

裁判官は「上司の叱責は病気療養から復帰直後の社員にとって精神的に厳しく、パワハラに該当する」と認定しました。

#### ◆過労による高校教諭の死亡(4月23日判決)

高校教諭の男性が修学旅行の引率からの帰宅途中に急性心筋梗塞を発症して死亡したのは過労が原因であるにもかかわらず、公務災害と認定されなかったとして、遺族である妻が「地方公務員災害補償基金」に対して不認定処分の取消しを求めていましたが、東京地裁は公務と死亡との因果関係を認め、上記処分を取り消しました。

裁判長は、死亡するまでの1週間の間の労働時間が法定の2.5倍以上に及んでいたと認定し、「日常の勤務と比べて質・量ともに特に過重だった」と判断しました。

#### 電子版「ねんきん定期便」がスタート

##### ◆4月からスタート

すべての年金加入者(約6,600万人)を対象とした電子版の「ねんきん定期便」(通称：ねんきんネット)が4月2日にスタートしました。

これにより、毎年の誕生月に郵送している「ねんきん定期便」の内容を、インターネットで確認できるようになりました。

#### ◆電子版「ねんきん定期便」のメリット

電子版の一番のメリットは、「自分の年金記録を 24 時間いつでも確認することができること」ですが、それ以外にも次のようなメリットがあります。

す。

- (1) 年金記録の内容は毎月更新される。  
…郵送版は年 1 回のみ
- (2) すべての期間の年金記録が確認することができる。  
…郵送版は「35 歳」「45 歳」「58 歳」の節目年齢以外は直近 1 年分のみ
- (3) 確認した内容を残しておきたい場合はダウンロードして手元に保存することができる。

#### ◆「年金記録の確認経験」20 歳以上で約 7 割

厚生労働省が発表した「公的年金加入状況等調査」(2010 年時点)の結果によれば、「過去 3 年程度の間に関自分の年金記録を確認したことがある」という人(20 歳以上)は 67.4%で、確認の手段としては約 8 割の人が「ねんきん定期便」を活用していました。

この「ねんきんネット」により、自分の年金記録を確認する人が今後は増えていくものと思われま

※「ねんきんネット」

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5214>

#### 6 月の税務と労務の手続

[提出先・納付先]

1 日

- 労働保険の年度更新手続の開始< 7 月 10 日まで > [労働基準監督署]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出< 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出< 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

30 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

当事務所よりひと言

いつも大変お世話になっております。6 月は労働保険 (労災保険、雇用保険) の年 1 度の確定精算時期に入ります。代表者印等いただく箇所が多くお手数おかけ致しますがよろしくお願ひ申し上げます。